

## QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始

税金の納付の方法は、金融機関の窓口等のほかコンビニエンスストアで納付する方法もありますが、従来のコンビニ納付では税務署から発行されたバーコード付の納付書がなければ利用ができませんでした。

平成31年(2019年)1月4日(金)以降については、自宅等において納付に必要な情報(氏名や税額など)をいわゆる「QRコード」(PDFファイル)として作成・出力することにより、税務署発行の納付書がなくてもコンビニでの納付が可能となります。

### 《利用方法》

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力
- ③ バーコード(納付書)によりレジで納付

### 《QRコードの作成・出力方法》

- (1) 確定申告書等作成コーナーからの作成・出力  
確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書に併せてQRコード(PDFファイル)を印字した書面が出力(作成)されます。
- (2) 国税庁ホームページからの作成・出力  
国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面において、納付に必要な情報(住所、氏名、納付税目、納付金額等)を入力することでQRコード(PDFファイル)を印字した書面が出力(作成)されます。

(注1) 納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下となります。

(注2) 作成したQRコード(PDFファイル)をスマートフォンやタブレット端末に保存し、スマートフォンやタブレット端末の画面に表示してキオスク端末に読み取らせることも可能です。

### 《利用が可能なコンビニエンスストア》

ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)  
ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)

なお、詳細な利用方法等については、今後発表される予定です。